

大阪府情報公開審査会答申（大公審答申第 429 号）

〔条例施行延期等を求める陳情書等部分公開決定審査請求事案〕

（答申日：令和 7 年 2 月 4 日）

第一 審査会の結論

実施機関（大阪府議会議長）は、本件審査請求に係る部分公開決定について、大阪府議会情報公開条例（平成 12 年大阪府条例第 153 号。以下「条例」という。）第 9 条第 1 号の規定により団体の名称を非公開とした決定については、これを取り消し、改めて公開決定等を行うべきである。

第二 審査請求に至る経過

1 令和 3 年 11 月 19 日、同年 12 月 17 日及び令和 4 年 2 月 9 日付けで、審査請求人は、大阪府議会議長（以下「実施機関」という。）に対し、条例第 6 条の規定により、以下の内容で公文書公開請求を行った。

（1）令和 3 年 11 月 19 日付け公文書公開請求（以下「本件請求 1」という。）の内容

令和 3 年 9 月に議長あてに提出された大阪府受動喫煙防止条例（平成 31 年大阪府条例第 4 号）の施行の延期等を求める陳情書

（2）令和 3 年 12 月 17 日付け公文書公開請求（以下「本件請求 2」という。）の内容

議長あてに提出された大阪府受動喫煙防止条例の施行延期や屋外喫煙所の整備促進等を求める陳情書（令和 3 年 12 月 1 日付け大府議議第 1398 号による部分公開決定において公開対象とされた 3 件を除く）

（3）令和 4 年 2 月 9 日付け公文書公開請求（以下「本件請求 3」という。）の内容

令和 3 年 12 月 1 日付け大府議議第 1398 号及び同月 27 日付け大府議議第 1430 号による部分公開決定で公開対象とされた陳情書 14 件について、所管の常任委員会委員等に送付した旨の陳情者への通知文書

2 令和 3 年 12 月 1 日付けで、実施機関は、本件請求 1 に対応する公文書（以下「本件公文書 1」という。）を下記（1）のとおり特定し、条例第 13 条第 1 項の規定により、下記（2）に掲げる部分を除いた部分を公開することとする部分公開決定（以下「本件決定 1」という。）を行い、下記（3）のとおり公開しない理由を付して、審査請求人に通知した。

（1）本件公文書 1

令和 3 年 9 月に議長あてに提出された大阪府受動喫煙防止条例の施行の延期等を求める陳情書

（2）公開しないことと決定した部分

陳情者の住所、氏名、団体の所在地、名称、代表者の職・氏名、印影及び陳情者を推測しうる記述

（3）公開しない理由

条例第 9 条第 1 号に該当する。

本件公文書 1 のうち非公開部分には、陳情者の氏名、住所等が記載されており、これらは特定の個人が識別される個人のプライバシーに関する情報であって、一般に他人に知られたくな

いと望むことが正当であると認められる。

- 3 令和3年12月27日付けで、実施機関は、本件請求2に対応する公文書（以下「本件公文書2」という。）を下記（1）のとおり特定し、条例第13条第1項の規定により、下記（2）に掲げる部分を除いた部分を公開することとする部分公開決定（以下「本件決定2」という。）を行い、下記（3）のとおり公開しない理由を付して、審査請求人に通知した。

（1）本件公文書2

議長あてに提出された大阪府受動喫煙防止条例の施行延期や屋外喫煙所の整備促進等を求める陳情書（令和3年12月1日付け大府議議第1398号による部分公開決定において公開対象とされた3件を除く）

（2）公開しないことと決定した部分

陳情者の住所、氏名、団体の所在地、名称、代表者の職・氏名、印影及び陳情者を推測する記述

（3）公開しない理由

条例第9条第1号に該当する。

本件公文書2のうち非公開部分には、陳情者の氏名、住所等が記載されており、これらは特定の個人が識別される個人のプライバシーに関する情報であって、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められる。

- 4 令和4年2月16日付けで、実施機関は、本件請求3に対応する公文書（以下「本件公文書3」といい、本件公文書1及び本件公文書2と併せて「本件公文書」という。）を下記（1）のとおり特定し、条例第13条第1項の規定により、下記（2）に掲げる部分を除いた部分を公開することとする部分公開決定（以下「本件決定3」といい、本件決定1及び本件決定2と併せて「本件決定」という。）を行い、下記（3）のとおり公開しない理由を付して、審査請求人に通知した。

（1）本件公文書3

令和3年12月1日付け大府議議第1398号及び同月27日付け大府議議第1430号による部分公開決定で公開対象とされた陳情書14件について、所管の常任委員会委員等に送付した旨の陳情者への通知文書

（2）公開しないことと決定した部分

陳情者の住所、職・氏名、団体の名称

（3）公開しない理由

条例第9条第1号に該当する。

本件公文書3のうち非公開部分には、陳情者の氏名、住所等が記載されており、これらは特定の個人が識別される個人のプライバシーに関する情報であって、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められる。

- 5 令和4年3月7日付けで、審査請求人は、本件決定1、本件決定2及び本件決定3を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関に対して、それぞれ審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第三 審査請求の趣旨

団体の名称の公開を求める。

第四 審査請求人の主張要旨

審査請求人の主張は、概ね次のとおりである。

1 審査請求書における主張

条例第9条第1号に該当しない。

大阪府議会（以下「府議会」という。）ホームページ内の請願・陳情とは〔1〕には、請願書・陳情書の記載事項等について、「（5）請願（陳情）者の住所を記載し、署名してください。なお、氏名をゴム印・印刷などで記した場合には、押印が必要です。請願（陳情）者が法人の場合は、所在地、法人の名称及び代表者の職を記載し、代表者が署名してください。なお、代表者氏名をゴム印・印刷などで記した場合には、押印が必要です。」と記載されている。

本件決定3により部分公開されたはがきの表面には、陳情者の氏名の上に職、右に団体の名称が記載されている。

以上のことからすると、本件決定1及び2により部分公開された陳情書は、法人等により提出されたものとして受理されたといえる。したがって、団体の名称は、条例第9条第1号に規定する個人に関する情報に該当しないため、公開されるべきである。

2 反論書における主張

処分庁は第五（2）において「陳情者が所属している団体の構成員数等に関する情報は提出要件ではなく……」と弁明しているが、陳情書はいずれも2名以上の構成員が所属する団体から提出されたものであることは、連名により署名がなされていたりすることや、「私ども……」などといった文面から明らかである。したがって、団体の名称を公開しても、特定の個人が識別されることはない。

処分庁は第五（2）において「これらの情報は個人の思想・信条等に関する情報に該当する。」と弁明するが、失当である。審査請求書でも指摘したところであるが、令和4年2月17日付け処分により部分公開されたはがきの表面には、陳情書の氏名の上に職、右に団体の名称が記載されていることからすると、処分庁はこれら陳情書を団体により提出されたものとして受理しており、その陳情書の内容は、個人の思想・信条等に関する情報に該当するとはいえない。陳情書は各団体における総意を表明するため、各団体の役員会等での議決を経て提出された経緯があると考えられるものであり、特定の個人の思想・信条等に関する情報を含んではない。実際、陳情書14件の内容は似たりよったりであることからすると、団体間で相互に情報を交換しつつ提出されたことさえも伺える。上で述べたように団体の名称を公開したとしても、特定の個人が識別されることはないのであるから、当該団体または個人が不利益を被るようなこともない。よって、今後の府議会への陳情書の提出をためらい、府議会に対しての要望活動が困難になることは考えられない。

第五 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、概ね次のとおりである。

1 弁明書における主張

(1) 弁明の趣旨

本件審査請求を棄却する裁決を求める。

(2) 弁明の理由

本件決定について

ア 本件公文書のうち非公開部分には、団体の名称が記載されている。府議会では、陳情書受理に当たって、陳情者が所属している団体の構成員数等に関する情報は提出要件ではなく、仮に、構成員が1人である団体の名称を公にすれば、特定の個人（陳情者）が識別されることになる。よって、府議会における陳情書の団体の名称は、条例第9条第1号に規定している特定の個人が識別され得るものに該当する。

イ 本件公文書1及び本件公文書2は大阪府受動喫煙防止条例の段階的施行の延期等を求める陳情書であり、陳情の趣旨、内容等が具体的に記載されている。

また、本件公文書3は大阪府受動喫煙防止条例の段階的施行の延期等を求める陳情書について、所管の常任委員会委員に送付したことを陳情者へ通知した文書であり、陳情の趣旨が記載されている。

これらの情報は個人の思想・信条等に関する情報に該当する。上記アに記載のとおり、団体の名称を公にすることにより、陳情者が特定されるおそれがあり、それにより、第三者に個人（陳情者）の思想・信条等に関する情報を読み取られてしまうおそれがある。府議会における陳情書は、第三者へ公開されることを前提としていない文書であり、団体の名称を公にすることで、特定の個人が識別されることになり、当該団体または個人が不利益を被るようなことがあれば、府議会への陳情書の提出をためらい、今後の府議会に対する要望活動が困難になることが考えられる。

2 実施機関説明における主張

陳情とは、府議会に対して、団体や個人から、一定の事情に関して、その実情を訴えて相当の措置を要望する事実上の行為をいう。提出要件としては、提出日、陳情者の住所（法人の場合は所在地）を記載のうえ、署名押印し、議長宛てに陳情する内容を簡明に記載することとされている。陳情書が提出された場合、議長は受理を行い、事務局は決裁後に陳情書の内容を所管する常任委員会の委員等に送付し、送付を受けた各委員が陳情の内容に応じて適宜対応を行うものである。

本件決定における非公開部分は、特定の個人が識別される情報であるため、一般に他人に知られたくないと望むことが正当で、条例第9条第1号に該当する。条例第8条第1項第1号の適用についても検討したが、仮に団体の構成員が1人であった場合、陳情の内容は代表者個人の思想・信条等に関する情報ということになるから、条例第8条第1項第1号より保護の度合いの強い条例第9条第1号の規定を適用することとした。

第六 審査会の判断

1 本件決定に係る具体的な判断及びその理由について

審査請求人は、実施機関が非公開とした情報のうち、陳情を行った団体の名称（以下「本件係争情報」という。）の公開を求めており、実施機関は、本件係争情報は、条例第8条第1項第1

号ではなく条例第9条第1号に該当すると主張しているので、当審査会は、本件係争情報の条例第9条第1号の該当性についてのみ、以下検討する。

(1) 条例第9条第1号について

条例は、第5条において、個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され得るもののうち、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるものをみだりに公にすることのないよう最大限の配慮をしなければならない旨定めている。

本号は、この規定を受けて、個人のプライバシーに関する情報の公開禁止について定めている。

同号の個人情報とは、

ア 個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、職業、学歴、出身、住所、所属団体、財産、所得等に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）

（以下「要件ア」という。）であつて、

イ 特定の個人が識別され得るもの（以下「要件イ」という。）のうち、

ウ 一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるもの（以下「要件ウ」という。）をいう。

(2) 条例第9条第1号の該当性について

実施機関は、本件係争情報について、仮に、構成員が1人である団体の名称を公にすれば、特定の個人（陳情者）が識別されることになるから、団体の名称は、条例第9条第1号に規定している特定の個人が識別され得るものに該当すると主張する。

実施機関はまた、本件公文書には、陳情の趣旨、内容等が記載されており、これらの情報は個人の思想・信条等に関する情報に該当するため、本件係争情報を公開してしまうと、第三者に個人（陳情者）の思想・信条等に関する情報を読み取られてしまうおそれがあり、当該団体または個人が不利益を被るようなことがあれば、府議会への陳情書の提出をためらい、今後の府議会に対する要望活動が困難になることが考えられると主張する。

しかしながら、陳情者が団体の名称で行った陳情については、仮に団体の構成員が代表者1人であっても、団体の意思を表明する行為として解され、個人の思想・信条等に基づく行為とは認められないことから、要件アに該当しない。

したがって、本件係争情報は個人情報に該当せず、条例第9条第1号により非公開とすることは妥当ではない。

2 結論

以上のとおりであるから、「第一 審査会の結論」のとおり答申するものである。

（主に調査審議を行った委員の氏名）

荒木 修、島尾 恵理、小谷 真理、福島 力洋